

仕 様 書

1 物品名

航空機騒音自動測定装置（リース物件）

2 納入場所

(1) 大領中町地内

小松市大領中町1丁目390番地1 大領中地区コミュニティ供用施設

(2) 日末町地内

小松市日末町46番地1 日末地区コミュニティ供用施設

(3) 串町地内

小松市串町6番地5 串地区コミュニティ供用施設

(4) 上牧町地内

小松市上牧町は2番地 上牧地区コミュニティ供用施設

(5) 佐美町地内

小松市佐美町ニ28番地 佐美地区コミュニティ供用施設

3 引渡日

令和8年10月31日（土）

・引き渡し日について、機器等の納入期限は令和8年10月22日（木）までとする。その後、本市が機器の不具合・不良等の検査し、不備がないと認めた場合、令和8年10月31日（土）をもって正式に引き渡されるものとする。

4 数量

航空機騒音自動測定装置 5式

5 契約形態、支払条件

- ・本件は長期継続契約によるリース物件とする。
- ・代金は検収月の翌月末までにリース会社より現金払いとする。
- ・リース会社は小松市において入札を行う予定である。

6 規格等

(1) 基本仕様

航空機騒音自動測定装置（以下「騒音測定装置」という。）により収集される騒音測定データは、「航空機騒音に係る環境基準について（環境庁告示第154号昭和48年12月27日）」による評価指標 WECPNL 値及び「航空機騒音に係る環境基準の一部改正について（環境省告示第114号平成19年12月17日）」に基づく改正評価指標 Lden 値により評価ができるものとし、「航空機騒音測定・評価マニュアル（環境省平成27年10月）」（以下「騒音測定マニュアル」という。）に定める規格を満足すること。

また、騒音測定データは、解析ソフトウェア及びメモリーカード等により、発注者が使用する Microsoft Windows 10 及び Microsoft Excel 2016 以上での読み取り、四則演算、印刷及び書き込みが可能であること。

そして、騒音測定データは、小松基地騒音防止対策協議会要綱に定める航空機騒音測定調査業務において、その他の観測地点の騒音測定データと互換性を有し、解析ソフトウェアによる解析結果も共有できること。

(2) 個別仕様（騒音測定装置の構成、仕様及び数量）

品名	仕様（規格・要件等）	数量
航空機騒音測定装置 （精密騒音計：検定付）	<ul style="list-style-type: none"> ・ リオン(株)製 NA-39A、又は同等品以上 ・ 騒音計は、以下の適合規格に適合しており計量法に基づく検定に合格及び形式承認を受けていること。 適合規格：JIS C 1509-1:2017 クラス 1、JIS C 1516:2014、IEC 61672-1:2013 Class 1、IEC 61260:2014 Class 1、VCCI クラス B。 ・ 結露対策用として、マイクロホン内部に結露防止ヒーターを有していること。 ・ マイクロホン内部に複数の周波数を持つテスト音源を内蔵し、感度確認が行なえること。 	5式
音到来方向識別装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ リオン(株)製 AN-39D、又は同等品以上 ・ 音の到来方向を3軸以上で識別できる機能を有すること。 	5式
SSR 識別装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ リオン(株)製 AN-39R、又は同等品以上 ・ 応答電波を受信し、識別機能を向上させるものであること。 	5式
実音収録装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ リオン(株)製 NX-39WR、又は同等品以上 ・ 実音をデジタル録音(MP3形式、又はWAV形式等)する機能を有すること。 ・ 騒音測定データは、内臓記憶媒体に45日分以上 	5式

	<p>上の記録が可能なこと。</p> <p>※騒音イベントは1日に300回発生するものとし、1回につき20秒間の実音を記録した場合に、45日分以上を記録可能であること。</p>	
全天候防風スクリーン	<ul style="list-style-type: none"> ・リオン(株)製 WS-13、又は同等品以上 ・風雑音の影響低減のためマイクロホンに装着でき、測定に支障を生じないもの。 ・最大瞬間風速 30m/秒に耐えうるもの。 ・損傷等した場合、容易に交換できるもの。 	5式
マイクロホン延長ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・リオン(株)製 EC-0430、又は同等品以上 ・主マイクロホンと騒音計との接続用信号ケーブル 	5式
識別用マイクロホン延長ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・リオン(株)製 EC39D300、又は同等品以上 ・識別用マイクロホンと音到来識別装置との接続用信号ケーブル 	5式
SSR アンテナ用延長ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・リオン(株)製 EC39R300、又は同等品以上 	5式
外部バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・リオン(株)製 5ZPE0020、又は同等品以上 	5式
外部バッテリー接続ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・リオン(株)製 NA391030、又は同等品以上 	5式
マイクロホン・スタンド (大領中・串・上牧・佐美)	<ul style="list-style-type: none"> ・リオン(株)製 ST-92、又は同等品以上 ・最大瞬間風速 30m/秒に耐えうるもの。 ・耐用年数が10年以上保証できるもの。 	4式
マイクロホン・スタンド (日末)	<ul style="list-style-type: none"> ・リオン(株)製 ST-88S、又は同等品以上 ・最大瞬間風速 30m/秒に耐えうるもの。 ・耐用年数が10年以上保証できるもの。 	1式
騒音測定器収納用キャビネットラック (屋外用)	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉型、施錠機構付、夜間照明付で換気機能を有すること。 ・最大瞬間風速 30m/秒に耐えうるもの。 ・最大積雪 50 cmに耐えうるもの。 ・避雷対策を講ずること。 ・耐用年数が10年以上保証できるもの。 	5式
騒音測定データ回収用記憶媒体 (メモリーカード等)	<ul style="list-style-type: none"> ・リオン(株)製 NA-39A の場合は SDHC カード、その他の騒音測定装置の場合はメモリーカード、又は USB メモリーを記憶媒体とする。 ・騒音測定装置の騒音測定データの記録及び回 	5式

	<p>取用で容易に取り外し可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記憶容量を8GB以上有すること。 	
航空機騒音解析ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機騒音測定装置がリオン(株)製 NA-39A の場合は不要。 ・航空機騒音測定装置がリオン(株)製 NA-39A 以外の場合は、以下を満たすソフトウェアとする。 ・回収した騒音測定データを容易に解析及び自動集計できる機能を有すること。 ・既存の騒音測定装置の騒音測定データとの互換性を有するとともに、オンライン、オフラインのどちらでもデータの解析及び自動集計処理が可能なこと。 ・上空音だけでなく、飛行場から発生する地上音（単発騒音、準定常騒音）についても、識別結果を表示することができること。 ・1/3 オクターブ分析の結果を表示できること。 ・3次元の音の到来方向を確認できること。 	1式
機器設置作業費		1式
中央局調整及び設定費		1式
既存機器廃棄費用		1式

(3) その他

- ・騒音測定マニュアルに定める準定常騒音測定データの収集及び解析が実施できること。
- ・停電発生時、無停電電源装置が作動しない場合であっても、停電前に記録された騒音測定データが消失しないこと。
- ・保守点検が欠測期間を短くし、容易に実施できること。

7 参考品番

リオン(株)製 航空機騒音観測システム NA-39A

※ 同等品可。物品の規格から外れ同等品の確認を受ける場合は、見積書提出期限の前日午前中（土日祝日を除く。）までに同等品確認票で担当課の承諾を得ること。また、同等品について疑義が生じた場合、担当課の指示に従った後、承諾を得ること。

※ 同等品確認票の様式は、小松市 HP より「入札・契約」→「入札契約等関係様式」→「物品・役務等」にあり。

8 保証

(1) 保証期間

保証期間は、製品の引渡し後、1年間とする。

この期間内に機器の故障、又は不具合が発生した場合は、受注者の負担により修復、又は良品と交換すること。

修復等に際し、欠測期間を短くするため、要請してから1日以内に直ちに対応し、代替機の手配等の対応を無償で行なうこと。

(2) 故障時等の対応

保証期間を経過後も、故障等発生時の即時対応体制を構築すること。

(3) 部品及び消耗品の供給

受注者は、製品の引渡し後10年間は、本測定装置の機能の維持に必要な部品及び消耗品等について供給が行なえるようにすること。また、部品等の入手が困難で機器の修復ができず、改修等の必要が生じた場合は、受注者の責任及び負担において必要な措置を講じること。

(4) 製品の構造及び材質等に起因する重大な故障については、受注者が無償で修理すること。

9 その他

(1) 運搬、設置、調整、既存設備の撤去及び処分費等全てを含むものとする。

(2) 搬入前に必ず市担当者との打合せを実施し、納入時には市担当者の立会いを受けること。

また、使用者に物品の使用説明を行なうこと。

(3) 仕様書の内容に不明な点がある場合は、市担当者の指示に従うこと。

10 問い合わせ先

小松市役所総合政策部空港・基地政策課 川端

電話：0761-24-8045